

## 2010年度海外研修F3コース報告（第6回）

——アジアの知的財産事情の研修——

2010年度海外研修団(F3)\*



韓国特許法院にて

**抄 録** 日本知的財産協会海外研修F3コースは、アジア（中国、韓国及び台湾）における知的財産活用の必要性が高まる中、現地へ赴いてそれらの知的財産情報、国・地域の情勢、文化に直接触れること等を通じて知的財産実務の円滑化を図ることを目的とした自主企画型訪問研修である。今回は、新たな試みとして本コース初めての訪問先が複数企画されるなど、研修生の自主性、熱意及び行動力が十分に発揮され、また各政府機関、企業及び現地事務所をはじめとする多くの関係者のご協力により本コースを成功裏に終えることができた。

### 目 次

1. はじめに
2. 各訪問先の報告
  - 2.1 中国
  - 2.2 韓国
  - 2.3 台湾
3. おわりに

### 1. はじめに

本コースは、アジアにおける知的財産活用の

必要性が高まる中、アジアにおける知財事案に役立つ研修を会員各社に提供する場を持ちたいとの考えから開催された、研修生による自主企画型研修である。

アジアの中でも、中国（北京）、韓国（ソウル）、台湾（台北）の3都市を11日間の行程で訪問し、それらの国・地域の情勢、文化、知的財産情報に直接触れることを通じて、アジアにおける知的財産実務の円滑化を図ることを目的としている。

\* The JIPA Overseas Trainee Tour Group F3 (10)

## 本文の複製、転載、改変、再配布を禁止します。

研修団は、団長、研修生、事務局の総勢15名から構成され、研修生は中国（5名）、韓国（4名）、台湾（4名）の3つのグループに分かれ、研修生自らが主体となって学習テーマを設定し、そのテーマに基づいて自ら学習した上で、各国・地域の訪問先、質問事項を決め、現地研修により見識を深めることを主眼に本研修に取り組んだ。

以下に、今回のF3研修を通じて、研修生が得た研修成果について、訪問先毎にその概要を報告する。

## 2. 各訪問先の報告

### 2.1 中国

中国では専利法第三次改正など法的に大きな動きがあり、日本企業の知的財産戦略に与える影響は大きいと推測されると共に、模倣や、外国企業が当事者となる紛争事件が増加するなど、対応すべき問題点も多くなってきている。このような中、研修生の関心事を中心に、下記テーマを設定し、質問事項及び訪問先を選定した。

i) 中国における知的財産権の権利取得及び権利行使の留意点～日本国出願人が陥りやすい問題点～

ii) 中国における模倣品の現状と対策

#### (1) 国家知識産権局

##### 1) 組織と活動

国家知識産権局は、北京市内に位置しており、専利（特許、実用新案、意匠）出願の審査、復審の業務を行う。審査部門は、機械、電気電子、通信、医薬生物、化学、光電、材料、実用新案及び意匠から構成されている。また、審査官及び審判官の人数は、約6,000人である。

人材育成として、部門間の交流会、審査官の外国派遣、外国の審査官を招待した交流会などを実施している。また、審査官の企業への派遣、

外国語教育、大学などとの共同による特許マネジメントの研究を行っている。

##### 2) 専利法第三次法改正（機密保持審査）

中国で完成した発明又は考案を外国に出願する場合、事前に国家知識産権局に報告し、機密保持審査を受けなければならない。ここで、中国で完成した発明であるか否かは、その発明の新規性や創造性にかかわる技術的特徴の部分が中国で完成されたか否かで判断する。

機密保持審査の審査期間を通常よりも短縮できる特別な規定はなく、専利出願と同時に機密保持審査の請求を行うことで最も期間が短くなる。

また、中国を受理官庁としたPCT出願を行った場合、機密保持審査を請求したとみなされることとなっている（実施細則8条）。この際に、PCT出願の言語は英語でも良い。

##### 3) 審査について

国内出願に対応する外国出願があれば、その外国出願の審査経過を必ず参考にする。

また、情報提供についても審査の参考にする。情報提供の内容に関して、実際には新規性や創造性に関する提供が多くを占めているが、審査の参考になるものであれば、いかなる情報でも受け付ける。

#### (2) 北京市高級人民法院

北京市高級人民法院知識産権庭（延長：陳高級法官）を訪問し、次のような質疑応答を行った。

##### 1) 組織・役割

法院は最高人民法院と、北京市では高級人民法院、第一中級人民法院、第二中級人民法院があり二審制となっており、2009年7月から、特許、商標を含め四種に関する知的財産行政案件を一括して中級人民法院以上で扱い、知識産権庭が審理している。従来は、一部案件が行政庭で判断されたりしていたが、上記一括審理により、判断基準が統一されるようになったとのことである。

## 本文の複製、転載、改変、再配布を禁止します。

### 2) 最近の知的財産事件の傾向

裁判件数は増加傾向にあり、2010年1～9月の北京市人民法院における民事訴訟・行政訴訟の受理件数は7,530件(約3分の1が二審へ)で、その内審決取消訴訟は1～6月で特許が300件程度、商標が1,100件程度であった。

### 3) 知的財産訴訟における準備上の留意点

中国では中国の法律を尊重し、よく理解した上で訴訟を行うべきであるとの点を強調された。法律は包括的な規定が多く、司法解釈、規則、細則、行政規定などがあり、これらを学習すると共に、行政規定などは随時改定されるので注意が必要とのことである。また、代理人とのコミュニケーションは重要であるとの意見もいただいた。



図1 北京市高級人民法院にて

## (3) 海関総署

### 1) 組織と役割

青島、上海、深圳、寧波、広州、天津の6つの直接税関を統括する機関である。これら税関に関する規定の作成、監督及び指導、模倣品取締りの重点目標やキャンペーンの立案などを行っている。また、IP関連の業務を行っている人数は5名のみである。

### 2) 近年の模倣品の傾向

近年の模倣品は、国際郵便等にて中国から外国へ輸出されるケースが多くなってきた。これは、インターネットの普及にともなって、個人

消費者と販売業者との間の売買が直接行われるようになったためである。

2009年の模倣品差し止め実績は、全6万件のうち、5万9千件が国際郵便等、残りの1千件が船便であった。

### 3) 貨物の検査・侵害品の処分

コンピュータに税関登録された情報と、通関する貨物の申請書を系統的に比べて、嫌疑がかけられた貨物を重点的に検査している。税関が抜き打ちで検査する貨物は、通関する貨物全体の約5%である。

差し止めた貨物が模倣品と認定された場合は、破棄、寄贈、権利者の買い取り、競売のいずれかにて処分される。2009年は破棄されたものが50%、寄贈されたものが40%、権利者が買い取ったものが10%であった。なお、模倣品が競売にかけられた事例は未だない。

### 4) 注意点

税関で、貨物を差し止めると、権利者へその旨通知をしておき、権利者は、差し止めた貨物の真偽について回答しなければならない。しかしながら、これを放置する者がいる。税関では、このような権利者をリスト化してカウントをしている。未回答が度重なる日本企業に対しては、JETROを通じて通知がなされる。それでも改善されない場合は、税関登録を抹消する場合もある。

## (4) 日本貿易振興機構 (JETRO) 北京センター

JETRO北京センターにおける最近の活動は、日本の地名、有名ブランドの商標出願に関する相談が多く、特に自治体からの問い合わせが多い。中国においてこのような商標出願は月に数十件単位にもものぼることがあり、多くは作為をもった出願である。専門の調査会社やマーケティング会社による調査を行い、出願が確認されたら情報提供などしている。その結果、実際に

## 本文の複製、転載、改変、再配布を禁止します。

拒絶になった例もあり成果をあげている。

### 1) 中国における知的財産権の権利取得の留意点

中国では製造大国からイノベーション型国家への転換がなされようとしており、特許出願件数が急増している。それにも増して実用新案出願件数が急増している。中国の実用新案権の権利行使は特許権と変わらないため、その活用及び防御を検討しておく必要がある。

商標に関しても、簡体字、繁体字、ピンインをそれぞれ出願するなど、予めきちんと戦略を立てることが重要である。

意匠は、コストが許す限り積極的に出願すべきである。

### 2) 中国における権利行使の留意点

最近では日本企業が係わる侵害訴訟事件も多くなってきた。権利行使時の留意点として、中国の弁護士、弁理士とともに総合的なシナリオを立てて裁判に臨むことが必要である。

### 3) 中国における模倣品の現状と対策

中国における模倣品の製造、経由、消費の拠点はともに沿岸部が多い。最近の模倣品製造販売は組織化しており、より潜在化、巧妙化している。またインターネットを用いた模倣品販売も顕著になっている。この対策としては「戦う集団」を組織して法の執行能力を高めるなど協同作戦を強化することである。

模倣品はその対策をとらないとたちまちのうちに増殖していく。もぐら叩きとなるが、やはり叩いていくべきである。模倣品が他の市場国や法の執行能力が低い新興国に流れることも予想されるので、この対策も必要である。

模倣品が出回る理由は、その製品が顧客のニーズを掴んでいるためである。なぜ模倣されてそれが売れているかの解析も必要である。

## (5) 北京漢王科技有限公司

北京漢王科技有限公司は1993年に設立された

IT系企業である。この企業は、「中国人が漢字を用いて自由にパソコンを利用できるようにする」という理念を有している。

当企業は漢字認識処理システム、顔認識システムなどの開発を行っている。

### 1) 知的財産活動

知的財産部は会社設立と同時に設置され、積極的に知財活動を行っている。

自社製品に関する多数の専利についての出願、権利を有し、自社製品の保護を行っている。

### 2) 社員教育について

当企業は社員に対して必ず知的財産に対する教育を行い、常に知的財産を意識させるように取り組んでいる。

### 3) 模倣品の現状と対策

中国南方では当企業の製品が模倣されており、極めて低価格で取引されている。

現在は、「当社の製品は、技術更新が早いため、模倣品対策よりもできる限り研究開発に力を入れて、より良い品質のものを世の中に送り出したい」と考えている。

## (6) 特許事務所

北京林達劉知識産権代理事務所（以下、林達劉と略）と集佳知識産権代理有限公司（以下、集佳と略）を訪問した。林達劉は所員約200名を擁し、集佳は所員約600名の知財総合事務所である。

両事務所で得られた情報の中で、下記の点について紹介する。

### 1) 知的財産権の上手な出願・権利化

明細書は簡潔明瞭であると共に、創造性について技術的評価文面をできるだけ詳細にしておく必要がある。

審査実務においては、補正について厳格に取扱われ、明細書中に補正に係る記載が存在するか否かを判断される。また、明細書のサポート要件について非常に厳しい判断がなされるの

## 本文の複製、転載、改変、再配布を禁止します。

で、明細書作成の段階では、できるだけ実施例を多く記載すべきである。また、技術背景も丁寧書いておくとよいとのことである。

### 2) 実用新案の活用

実用新案は中国で多く出願されていると共に権利の活用も行われている。専利法第三次改正では、特実併願制度、実用新案権の評価報告制度などの規定が改善されたこともあり、利点である短い審査期間（方式審査）、安い出願費用、高い登録率などにより注目されている。

特実併願制度については、手続により、特許と実用新案が同一の出願日に出願することができ、ダブルパテントの防止策も可能となる。また、特許登録時に実用新案権を放棄する際に放棄の声明を出すことにより、実用新案権をその出願日に遡って放棄したものと見なされずに実用新案権に引続き特許権を継続して使用することができる。

一方、欠点として権利の安定性が低い点もあるが、方式審査及び実用新案評価報告の審査制度により、上記欠点も有効に解決し、侵害紛争における期間短縮も可能となっている。

## 2. 2 韓 国

韓国ではこの2年の間に、進歩性に関する審査基準を2010年1月から改定するなど、活発な法改正、運用の改定を行っている。一方、素材分野の競争力を強化する政策など、政府主導で国際競争力を強化する動きも見られる。

そこで、今回の研修では、法や運用の改正に関してだけでなく、韓国政府の産業政策が企業の競争力強化や知財戦略、制度の運用にどのように影響しているのかについても、学習テーマに取り入れた。

### (1) 韓国特許庁

韓国では、大統領直属の知識財産委員会を設立し、具体的な知識財産基本計画をつくる予定

である。

特許行政については、韓国知識経済部の政策と連動し、重点強化分野である低炭素・グリーン分野等の特許出願については超高速審査を適用している。また、「国家R&D事業選定時における先行技術調査」を制度として定め、約3,600件のうち約900件については事業性が低いと判断され、国家R&D事業として採択しないこととなった。また、2009年12月より客観的指標をもとに特許の価値評価を行うシステムが開発されたが、本システムを用いて国家R&D事業の成果である特許の価値評価を行う予定である。

特許法改正については、近年改正のあった再審査請求制度、異議申立制度廃止、3トラック特許審査処理システム、日韓特許ハイウェイ状況等について意見交換を行った。3トラック特許審査処理システムとは、早期審査（審査期間：平均2.3ヵ月）、一般審査（同：平均18.7ヵ月）、遅延審査（審査着手時期を出願人が指定できる）の3種類の中からいずれかを出願人が選択できるシステムである。遅延審査は請求費用が無料であるが、利用率が1.2%と今一つ認知されていない。今後利用率が上がらない場合は、問題点を抽出して活用を促進させる法案を提出する予定である。

### (2) 特許法院

知的財産に関する事件を専門的に取り扱う裁判所として、日本では知財高裁が2005年に設立されたが、韓国においては、すでに1998年にアジアで初めて知的財産専門の裁判所として特許法院が設立されている。ただし、特許法院は審決取消訴訟のみを扱っており、日本の知財高裁のように、特許侵害訴訟は扱っていない。

特許法院が取り扱っている事件の内容としては、特許、実用新案、意匠、商標のすべてが含まれる。最新のデータである2009年の状況に関しては、2007年、2008年に比べ、受付件数が急

## 本文の複製、転載、改変、再配布を禁止します。

激に減少している。主には、経済状況の悪化によるものと考えられるが、商標に関しては長年の対応実績の積み重ねによる寄与が大きいとの認識である。審決のうち15.5%が特許法院に提訴されており、そのうち29.4%において審決が取り消されて原告が勝訴している。特許法院の判決に対して大法院へ控訴する割合（上告率）は、44.3%と比較的高い数値であるが、破棄率（特許法院の判決を覆す率）は、7～8%と低く、特許法院での判決の妥当性が高いことを示している。

2007年から2009年の処理件数のうち、特許事件の約30%、商標事件の約45%が外国人当事者である一方、実用新案、意匠では少ない。また、近年、日本人が当事者となる割合は減少しており、欧州からの割合が増加傾向にある。

実際の審理は、まずは準備手続き室にて技術的情報も含め弁論の準備手続きが行われる。約1時間程度で実施されることが多く、原告、被告とも約20分の弁論の機会が与えられる。したがって実際の裁判室での弁論手続きは5～10分で形式的になることが多い。

### (3) 日本貿易振興機構（JETRO）ソウルセンター

JETROソウルセンターは、日本企業の韓国進出を支援している。最近では、JETROソウルセンターとソウルジャパンプラブ（360程度

の法人会員を擁する日系コミュニティー）が中心となり、在韓日系企業をメンバーとする韓国IPGを発足させて、模倣品への対応等を行っている。

#### 1) 韓国企業の特徴

近年、韓国企業の成長が著しい。数年前の経済不況から立ち直り、更に世界でも有数の企業へと成長してきた理由としては、国の施策（企業合併等）や韓国企業の体質にあると考えられる。韓国企業の特徴としては、オーナー制でトップダウン式の指示系統が取られており、判断が速い。また、日本のように多機能、高品質を求めるだけではなく、その地域のニーズに合わせた製品開発を目指す。特許出願に関しては、韓国国内の件数を減らす一方、海外出願を増やしており、グローバル展開を意識した知財戦略をとっているとのことであった。

#### 2) 模倣品の現状

韓国において日本企業が受けた模倣被害率としては、22.2%である（2009年度模倣被害調査報告書（日本））。最近の模倣品の特徴としては、以前に比べ模倣件数自体は減少しているものの、事件の大型化、輸入の巧妙化、インターネットを介した不法取引等の傾向がみられる。

#### 3) 税関の利用とその問題点

韓国での模倣品対策としては、税関での水際措置（通関ポータルシステム（IPIMS））が有効とされているが、IPIMSへの登録、差押え対



図2 韓国特許法院電子法廷にて

## 本文の複製、転載、改変、再配布を禁止します。

象は、商標権、著作権に限られる。近年、模倣品の輸出手法が巧妙化しており、商標が消された形態で流通され、商標権だけでは模倣品を抑えられない場合もある。そのため、企業としては商標権と併せ、意匠権等で製品形状をカバーしていくことも検討する必要がある。

### 4) 今後の韓国の模倣品対策

韓国政府は、インターネットを通じた模倣品への対策として、ネット取締(IPOMS)の稼働を始めている。更に、2010年9月に商標権特別司法警察隊を発足させ、押収、搜索、拘束など実効性のある権限を与え、模倣品の取り締まりを強化させ、積極的に対応を検討、実施している。

### (4) KINPA (韓国知識財産評議会)

KINPAは、韓国内の企業が集まって、知財分野における相互協力、共同研究などを遂行する民間団体である(外国企業の現地法人でも加盟できる)。2008年に67社で設立され、2010年10月25日現在で104社が加盟している。韓国を知財強国にすることを目指しており、韓国のロイヤルティ収支が2007年度実績で収入19億ウォン、支出50億ウォンであったのを、2018年までに収入と支出をそれぞれ25億ウォンずつにする、というビジョンを掲げている。

組織は、20数社で構成される理事会、企画調整委員会、後述する8つの分科会からなる。また、発明振興会(日本の発明協会に相当する団体)の職員が、事務局として活動している。

分科会の活動内容は、以下の通りである。

- i) 中小企業分科：韓国の中小企業を援助し、規模に合った出願戦略をアドバイスする。
- ii) 知財教育分科：ノウハウ教育など、実務に即した教育を行う。
- iii) ライセンス分科：米国の訴訟事例などの研究を行っている。主なテーマは、パテントトロール関連の紛争事例、ベンチャ

ーなどである。

- iv) 商標分科：デザインと著作権も含めた事例研究、商標の価値評価など。模倣品の取締りでも、会員企業が連携している。
- v) 特許情報分科：企業の情報戦略の研究、提案を行う。特許庁に対して、KIPRISの改善提案を行ったりもする。
- vi) 国際分科：海外の機関との情報共有や、主要国の特許制度改正情報の入手を行う。

なお、この他に特許分科と知的財産経営分科がある。

今回の訪問では、各分科会の代表から、ビジョンや活動内容を直接聞くことが出来た。

### (5) 特許事務所

今回は、金&張法律事務所と、Lee Internationalの2箇所を訪問した。以下、両事務所で得られた情報からいくつか紹介する。

特許審査ハイウェイ(PPH)については、利用数は下記の通りである。

表1 PPHの申請件数

区分	申請国	申請件数				
		2007	2008	2009	2010	合計
韓国-日本	韓→日	24	28	29	21	102
	日→韓	81	86	161	186	514
韓国-米国	韓→米		126	257	124	507
	米→韓		70	91	82	243

<http://www.jpo.go.jp/pph-portal/index.htm>を参照。  
注：2010年は7月末まで

日→韓よりも韓→日が少ないのは、日本の審査基準が厳しいためではないか、とのことであった。PPHを申請した場合の特許査定率は、およそ80%である。

特許請求範囲提出猶予制度は、特許請求の範囲が無くても出願日が確保される制度で、2007年から新設されたが、明細書の書式は通常の出願と同じであり、クレームのサポート要件を満たす程度の詳細な記載が求められる。なお、こ

## 本文の複製、転載、改変、再配布を禁止します。

の制度の導入を含め、PLT(特許法条約)に準拠した法改正が今後もなされていく見通しである。

特許の審査期間は、2003年の22.1ヶ月から、2006年と2007年に9.8ヶ月と短縮傾向にあったが、その後、2008年に12.1ヶ月、2009年に15.4ヶ月と、再び延びてきている。2010年は18.7ヶ月とのことである。これには、国際調査の件数増大による審査官の負担の増大、先行技術文献の増加、審査の高品質化への転換、という背景がある。

拒絶査定不服審判に関しては、特許の認容率(認容件数を審判処理件数で割ったもの)が2005年に39.7%、2006年に43.1%だったが、その後、2007年に35.7%、2008年に29.5%、2009年に24.5%と年々低下しており、これにも、審査の高品質化の流れが関与している。

また、最近のトピックスとしては、2010年4月7日に施行された、「知的財産権の不当な行使に対する韓国公正取引委員会の審査指針改正」が挙げられる。これは、①多国籍企業の知的財産濫用行為に対する対応基盤強化、②特許プール関連特許濫用、技術標準関連特許濫用、特許訴訟の濫用、特許紛争過程での不当な合意、への対応が目的である。公正取引委員会は、2010年10月現在、IT業界と製薬業界について、過去10年間における紛争及びライセンスに関するアンケート調査を実施しており、この結果によっては個別企業の調査がなされる可能性がある。

### 2.3 台湾

本研修では、智慧財産局をはじめ6つの機関を訪問した。ASUSTek Computer社についてはF3コース研修においては初めての台湾企業とのコンタクトとなった。また2009年12月に設立された専利師公会(台湾弁理士会)にも初めての訪問となった。このように今回の台湾訪問では、過去のF3研修には無かったルート、側面から台湾の知的財産の情報を得ることを試みた。

また、過去の研修団も訪問させて頂いた機関については、過去の質疑応答を詳細に検討し、法改正の検討・審議状況など、前回(2008年)の研修団訪問後に、動きがあったのではと推測されたトピックスを中心に、より深く掘り下げた質問をするよう心掛けた。

以下、各訪問先について報告する。

#### (1) 智慧財産局

智慧財産局は、日本の特許庁に相当する行政機関であり、専利権(特許権、実用新案権、意匠権)、商標権、著作権、及び集積回路配置権を含む知的財産権、並びに営業秘密に関する専門機関である。智慧財産局では中長期の重要な課題として審査時間の短縮に取り組んでいる。

審査官としては、嘱託専利審査委員を含めて335名及び外部審査委員79名と前回の2008年訪問時からほぼ倍増している。兵役として軍務に服する代わりに、期間限定で兵士を政府機関に配属する制度なども取り入れて審査要員の確保を図っている。

また、先行技術調査のアウトソーシングの為の外郭団体として、「専利発展基金」及び「専利検索センター」を設立するための検討が始まっており、日本のIPCCを参考にした「専利検索センター」に関しては、行政院と設立が合意されており2012年の発足を目指している。

審査時間の短縮に向けた新たな取り組みとして「発明専利加速審査作業法案(AEP制度)」がある。この制度は、2009年からテスト受理を開始し、2010年には申請事由に2項目が追加されたことで、より幅広い案件での申請が可能になった。下記の3項目の申請事由のいずれかに該当すれば無料で申請することが可能である。

事由1: 外国対応出願案件が外国特許庁の実体審査を経て許可されたもの。

事由2: 外国対応案件について米国、日本、EU特許庁から審査意見通知書及び検査報告を

## 本文の複製、転載、改変、再配布を禁止します。

受取ったが、まだ査定されていないもの。

事由3：商業上、実施の必要なもの。

制度開始から2010年9月末までの申請件数は2,071件、初回通知までの平均期間は67.5日となっており、台湾での迅速な権利取得に有用な制度である。

なお、法改正についても、詳細に説明して頂いた。



図3 智慧財産局にて

### (2) 智慧財産法院

智慧財産法院は、智慧財産法院組織法（2007年3月28日公布）に基づき、知的財産権に関する民事刑事訴訟事件及び行政事件に特化した高等裁判所として2008年7月1日に設立された。

智慧財産法院は、院長、審判部門（第一庭、第二庭（\*“庭”は法廷を指す中国語））、行政部門とで構成され、審判部門第一庭には司法事務官が、第二庭には技術審査官（日本の「裁判所調査官」に該当する）が配置されている。審判部門に属する裁判官は、設立当初8名であったが、審理案件数の増加に伴い、2010年には10名に増員された。2011年には12名に増員される予定である。

智慧財産法院設立以後、訴訟当事者が知的財産権に無効理由があると主張する場合、その有効性を裁判所自らが判断できるようになった。また、当事者は有効性に関する新証拠を提出することができるようになり、裁判所と特許庁間の審理のキャッチボールの解消を図ることができた。その結果、紛争の一次的解決、審理の迅速化に

効果を奏している（民事案件の審理日数は、平均544.8日間であったのが、智慧財産法院設立後では平均130.3日と大きく短縮されている）。

智慧財産法院は、「革新」「専門」「公正」をスローガンに掲げ、より適正で迅速な審理の促進に努めている。一例として、「審理方式と審理計画」を提示して裁判官に裁判の流れを示したり、「審理モデル」を定めたり等を行って、正確かつ公正な審理の促進を行っている。また、裁判官の育成、専門性向上のための研修プログラムも重要な課題として取り組んでいる。

台湾の訴訟においては、遠距離尋問（テレビ会議システム）の制度があるが、法院辦理智慧財産案件遠距離尋問作業辦法（裁判所の知的財産案件遠距離尋問作業規則）の制定（2008年4月）により利用条件が緩和され、知的財産案件の当事者、代表人、代理人、弁護士、補佐人、証人、鑑定人又はその他の訴訟関係人の住居所、政府機関と知的財産案件係属裁判所との間に、音声及び映像を相互に伝送する設備がある場合に、遠距離尋問の制度を申請できるようになった。ただし、「直接審理」の原則に従って、リアルな法廷を実現できるような客観的な環境がある場合、すなわち直接審理と同等の審理環境がある場合の採用に限定されており、現在のところ、台湾内の地方裁判所のビデオシステムを利用した形での運用となっている。

### (3) ASUSTek Computer社（華碩電腦股份有限公司）

台湾を代表する電子機器メーカーであるASUSTek Computer社を訪問し、知的財産に関する組織や制度について意見交換を行った。

### (4) 専利師公会（台湾弁理士会）

専利師公会は2008年の専利師法施行を受け、2009年12月11日に設立された（設立時の会員数126名）。

## 本文の複製、転載、改変、再配布を禁止します。

専利師公会は、「特許制度の革新」、「専利師倫理の強化」、「専利師の地位向上」、「世界中の専利師との連携及び情報交換の促進」、並びに「経済発展及び社会福祉の改善への寄与」を目標として掲げており、台湾内外の知財の実務や判例の分析、専利師法修正の検討、倫理規範に関する規則の草案の検討、専利師公会のPR活動などを行っている。

また、特許実務の質の向上のため、教育、訓練、及び情報収集にも努めている。例を挙げると、智慧財産局による各種制度改正や通達に関する公聴会・説明会への会員の出席、実務や訴訟・判例に関する講演の開催などであり、更には、会員の教育訓練のため、OJTについても規程を定めようとしており、草案は既に作成されている。

海外の知財関連の法改正及び判例についても、国際事務委員会を設置して最新情報の収集に努めており、欧州や米国、日本の専門家を招いて講演を開催している。更に、「兩岸事務委員会」を設け、中国の法令及び裁判実務の情報も収集し、検討も行われている。

今回の専利法改正については、専利師公会設立よりも前に、草案が立法院（日本の国会に相当）で審議される状態になっていた為、同会として提言などは行っていないが、APAA（アジア弁理士会）台湾部会のメンバーとして、草案の検討会に出席して意見を述べ、智慧財産局に対する提言も行った。なお、APAA台湾部会は1969年に設立された弁理士会であり、専利師公会設立前は、台湾唯一の弁理士会であったが、公会設立後も存続しており、従来の会員である旧制度下の専利代理人、知財業務に携わる弁理士のほか、現在は専利師で参加している者もいる。

専利師法施行後も、旧専利代理人管理規則に従って登録された専利代理人は、専利師の資格を有していなくても、専利代理業務を継続す

ることが許されているが、専利師公会に所属することはできず、専利師の名義で業務を行うことはできないとされている。また、弁理士であっても専利師資格を有しないものは専利師公会に参加することはできないとのことである。しかし、智慧財産局や智慧財産法院などの官公庁の公告情報は、専利師公会、APAA台湾部会、及び弁理士会に同時に送達されること、専利師公会の活動で、会員限定でないものはAPAA台湾部会にも参加を呼びかけるようにしていること、専利師公会とAPAA台湾部会とは会員の50%以上が重複していること等から、専利師、専利代理人、及び特許業務に従事する弁理士の間で情報の共有化などにおいて支障は無いとのことであった。

### (5) 特許事務所

理律法律事務所、及び台湾国際専利法律事務所（以下、TIPLLOと略）を訪問した。

理律法律事務所は、100名以上の弁理士の他、多数の弁理士、特許技術者を擁する総合法律事務所である。TIPLLOは、特許部、商標部、法律部等で構成された総合法律事務所である。2事務所はいずれも台湾で最大規模の総合法律事務所である。

両事務所からは、専利法の改正内容や台湾における権利取得について有用なアドバイスをいただくことができたので、以下に報告する。

まず、改正法については、出願の分割時期の緩和、優先権の追加主張（優先日から16ヶ月以内）が可能となる等、出願人に有益なものが多いとのことである。その他、国際消尽の採用、部分意匠出願・組物出願の導入、特許及び実用新案の重複出願制度の導入等が盛り込まれている。

また、所謂「間接侵害制度」に関しては、智慧財産局と台湾の産業界、司法の実務界及び学術界とが数回にわたり、会合を行い、広く意見を交わした。その中で、智慧財産法院が発足し

## 本文の複製、転載、改変、再配布を禁止します。

たばかりであり、かつ台湾の産業形態も転換期にあるため、制度導入の初期の適用による権利の濫用、濫訴等の懸念が挙げられた。その結果、智慧財産法院がより多くの実務経験をつんだ後、改めて立法の必要性を酌量するのが適切であるとの理由で、今回の専利法改正草案における制度導入は見送られることとなった。(改正案は、2010年10月現在、国会で審議中である。)

権利取得については、審査官面接の利点として補正・応答の機会を得ることができること、また、留意点として応答書提出の際に面接を請求する必要があることが挙げられた。また、「効果を証明するデータが不足」との拒絶理由に対しては、実験証明書の提出により許可を受けたケースがあるとのことである。更に留意点として、現在台湾では、登録後の訂正請求の審査が厳しくなっているため、訂正のための従属項を多く用意しておくことが必要とのことである。

所員の育成については、新人教育、実務を通じた研修プログラム、資格取得の援助・奨励、外部機関・講師によるセミナーへの参加等を継続的に行っていることを挙げている。

### 3. おわりに

中国では、現地研修準備段階において、諸般の事情もあり、訪問先の調整が簡単には進まず心配な点もあったが、計画通りに政府機関、企業及び特許事務所などを訪問することができた。各訪問先では、研修生が準備した質問事項を基に熱心に対応をしていただき、これまでの知見の確認や、現地でなければ得られないような情報、また、それぞれの立場での意見も聞くことができ、実務に役立つ有意義な現地研修を受けることができた。今後も中国における知的財産情報に対する関心はいっそう高まるものと思われ、引き続き中国の知的財産情報に注目して行きたいと考える。

韓国では、F3コースとして初めてKINPAとJETROソウルを訪問した。どちらも我々の訪問を快く受け入れて頂き、様々な意見交換ができたことに感謝の意を表したい。以前の韓国の特許法は、日本の法律と似ていたが、近年の法改正により、その違いは大きくなっている。実際、韓国では2008年の法改正後も、国際競争力の確保、知的財産強国への成長を目指し、国が主体となり知的財産に関わる政策を推進している。更には、現在、知識財産基本法が立法予告され審議が進められており、その動向にも関心が高い。これらのことから、今後も引き続き、韓国の政策や特許法について継続的に情報収集していく必要がある。

台湾では、2008年F3コースでの台湾に関するトピックスでもあった専利法改正について、その後の修正が行われ審議が継続されている状況であったが、関係各所から最新情報を得ることができた。智慧財産局や智慧財産法院では、当事者の利便性向上を念頭に置いた施策が多く、ユーザーフレンドリーな印象を受けた。また、台湾訪問においては、交流協会の皆様に、台北市日本工商会知的財産委員会の活動についてご紹介頂くなど大変お世話になった。いずれの訪問先も、入念な準備をして質疑応答に対応して頂いた上、大変踏み込んだ回答も頂けた。

各訪問先での貴重な経験や様々な人々との出会いは、今後の知財業務に大いに役立つものと確信する。

また、各訪問先との対応で、団長の存在が必要であると認識した。

本研修は、訪問先の調整などの事前準備や、現地研修で大変お世話になった現地特許事務所の皆様、現地の各機関の皆様、事前研修で御講演頂いた先生方を始め、多くの方々の御協力無しには成り立たないものであった。末筆ながら、お世話になった皆様に心より御礼申し上げます。

本文の複製、転載、改変、再配布を禁止します。

表2 2010年度（F3）研修日程及び研修参加者

【研修日程】

研修	回	開催日	研修内容等
事前研修	1	4/20	F3 コース説明, 前回研修生経験談, グループ編成等
	2	5/18	学習テーマ決定, 中国知的財産権に関する講義
	3	6/22	コーディネート事務所確定, 訪問先の決定
	4	7/20	質問票全体チェック
	5	9/28	現地研修の最終確認, 中国特許取得に関する講義
現地研修 (10/20~30)	1	10/20	(中国) JETRO 北京センター
	2	10/21	(中国) 国家知識産権局, 北京漢王科技有限公司, 北京林達劉知識産権代理事務所
	3	10/22	(中国) 北京市高級人民法院, 海関総署, 集佳知識産権代理有限公司
	4	10/25	(韓国) JETRO ソウルセンター, KINPA, 金&張法律事務所
	5	10/26	(韓国) 韓国特許庁, 特許法院, Lee International 特許事務所
	6	10/28	(台湾) 智慧財産局, ASUSTek Computer 社, 理律法律事務所
	7	10/29	(台湾) 智慧財産法院, 専利師公会, 台湾国際専利法律事務所
事後研修	1	11/16	まとめ(現地研修感想, 事後研修等スケジュール共有化)
	2	12/21	まとめ(会誌原稿修正, 成果報告会準備等)
	3	2/18-19	総まとめ(成果報告会, 会誌原稿最終確認等)

この他に, 各グループ個別研修を, 中国6回, 韓国5回, 台湾3回実施。

【研修参加者】

	氏名(会社名) [敬称略, *は, グループリーダー]
団長	加藤泰助(東芝テクノセンター)
中国グループ	福田芳夫(住友パークライト)*, 小島修一(日本曹達), 田中浩介(神戸製鋼所), 中鉢晶朝(電気化学工業), 砂田岳彦(セリオ国際特許事務所)
韓国グループ	澤田寛司(日産化学工業)*, 橋本和昌(カネカ), 廣岡照大(大塚製薬), 佐藤史郎(ライオン)
台湾グループ	小沼伸八(帝人知的財産センター)*, 山本洋次(古河電気工業), 孤杉篤志(ケーヒン), 青木美和(サントリーホールディングス)
事務局	露木育夫(日本知的財産協会)

【人材育成委員会, 事務局】

城谷晃一(富士通), 蔭山貞夫(ダイセル化学工業), 中村仁士(コクヨ), 露木育夫(事務局), 海野祐一(事務局)
---

(原稿受領日 2011年3月15日)